

令和8年6月定例会 教育長報告

◆ 6月の主な予定

- 9日 教育委員会協議会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 13日 SSH課題研究報告会（市立高校）〔教育長〕
- 15日 富士山静岡交響楽団「演奏会」招待券贈呈式（清水庁舎）〔教育長〕
- 21日 第15回高等学校応援団フェスティバル（中央体育館）〔教育長〕
- 22日 教育委員会定例会・協議会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

◆ 7月の主な予定

- 5日 静岡市民文化祭授賞式（アイセル）〔教育長〕
- 7日 教育委員会協議会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 14日 図書贈呈式（清水庁舎）〔教育長〕
- 16日 教育長定例記者会見（静岡庁舎）〔教育長〕
- 23日 教育委員会定例会・協議会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

議案第3号

静岡市社会教育委員会議規則の一部改正について

静岡市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月22日提出

静岡市教育委員会

教育長 中 村 百 見

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- | | |
|--------|--|
| 1 内 容 | 別紙のとおり |
| 2 提案理由 | 委員長及び副委員長の任期を委員の任期と揃えることに伴い、規則の一部改正をしようとするものである。 |

〔整理欄〕※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第号	〔部 会〕 了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ			
電子起案	未 ・ 済	〔委員会〕 付議 ・ 報告			

例規概要説明書（教育局教育総務課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則

2 制定改廃の趣旨・理由

本市は、市民の視点や専門知見を社会教育の施策の上に実現させるため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び静岡市社会教育委員条例（平成15年静岡市条例第270号）の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）を置いており、その任期は2年としている。

一方で、委員のうち、本規則第2条の規定に基づき、委員の互選により委員長及び副委員長を各1人置いているが、社会教育委員会議（以下「会議」という。）で取り扱う事務が文化、スポーツ、博物館の管理など、取り扱う対象が多く、また、毎年3回ほど会議を開催しており、委員長及び副委員長の負担が大きかったため、その任期は1年としていた。

ところが、静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和7年静岡市条例第15号）の制定により、取り扱う対象が社会教育の総合調整、学校と地域の連携・調整及び図書館の3つに限定されたため、委員長及び副委員長が担う負担が少なくなったこと、会議で議論される事項については継続的な視点で会議の中で取り扱う方が適した内容であること等から、その会務を総理する委員長及び副委員長が委員の任期の間は継続した方がよいと考えた。

このため、委員長及び副委員長の任期を委員の任期と揃えることとするため、所要の改正を行う。

3 制定改廃の概要

（1）委員長及び副委員長の任期の規定を削る。（第2条関係）

4 施行期日

公布の日

5 関係法令、条例等

（1）社会教育法

(2) 静岡市社会教育委員条例

6 法的に検討した事項

- ・委員の委嘱の日は令和８年６月１日であるが、委員長及び副委員長を選任する日は同日ではなく、本委員会の初回の会議の日である。当該会議は直近では開催予定が無く、本規則の施行日を委員の委嘱日である令和８年６月１日に合わせる必要がないことから、公布日とした。
- ・本改正内容について、静岡市社会教育委員会内で了承済み。
- ・委員長及び副委員長は令和８年５月31日をもって委員長及び副委員長の立場を失うことについて承知済み。

7 その他特記事項

- (1) 社会教育委員としての任期は、令和6年6月1日から令和8年5月31日までである。
- (2) 委員長及び副委員長は互選によって選出され、会議の際に選出される。委員長及び副委員長の任期は、令和8年3月の会議開催日から1年間である。しかし、委員の任期満了をもって委員の資格を失うと同時に委員会を代表する委員長の任も解かれると判断している。
- (3) 社会教育委員会 開催回数

[illegible]

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会
教育長

静岡市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則

静岡市社会教育委員会議規則（平成15年静岡市教育委員会規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市社会教育委員会議規則（平成15年静岡市教育委員会規則第44号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○静岡市社会教育委員会議規則 平成15年4月1日 教育委員会規則第44号 （委員長及び副委員長） 第2条 会議に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。 <u>2</u> 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。 <u>3</u> 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。 <u>4</u> 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。	○静岡市社会教育委員会議規則 平成15年4月1日 教育委員会規則第44号 （委員長及び副委員長） 第2条 会議に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。 <u>2</u> 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。 <u>3</u> 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

委員の委嘱（任命）について（静岡市社会教育委員）

静岡市社会教育委員の委嘱（任命）について専決したので、次のとおり報告する。

令和8年6月22日提出

静岡市教育委員会

教育長 中 村 百 見

（教育委員会事務局教育局教育総務課）

記

- 1 報告理由 静岡市社会教育委員について、次のとおり委嘱（任命）した。
- 2 根拠法令 （1）社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項及び第2項
（2）静岡市社会教育委員条例（平成15年静岡市条例第270号）第3条
- 3 委嘱（任命）する者

選出区分	氏 名 ふりがな	職業・役職	在職 年数 ※	委嘱 (任命) 回数
学校教育関係者	はせがわ まこと 長谷川 睦	安倍川中学校 校長	2	2
学校教育関係者	いなば けんじ 稲葉 研二	美和小学校 校長	0	2
社会教育関係者	たけかわ みえ 竹川 美江	統括的な地域学校協働活動推進員	4	3
社会教育関係者	やまもと ゆか 山本 由加	NPO 法人ホールアース自然学校 特任研究員	4	3
社会教育関係者	なかやま はるみ 中山 治己	静岡市自治会連合会 常任理事	2	2
家庭教育関係者	こばやし ちあき 小林 千晶	静岡市 PTA 連絡協議会 副会長	0	2
学識経験者	すずき まもる 鈴木 守	常葉大学 教育学部 教授	6	4
学識経験者	しまだ けいご 島田 桂吾	静岡大学 教育学部 准教授	4	3
学識経験者	はしもと まさる 橋本 勝	静岡県立大学 国際関係学部 教授	0	1

※在職年数が1年未満の場合は0と記載

- 4 委嘱（任命）日 令和8年6月1日
- 5 委嘱（任命）期間 令和8年6月1日から令和10年5月31日まで

(参考)

静岡市社会教育委員

	静岡市社会教育委員（新）			静岡市社会教育委員（旧）		
選出区分	氏 名 ふりがな	職業・役職	委嘱 (任命) 回数	氏 名 ふりがな	職業・役職	委嘱 (任命) 回数
学校教育 関係者	はせがわ まこと 長谷川 睦	安倍川中学校 校長	2	はせがわ まこと 長谷川 睦	美和中学校 校長	1
学校教育 関係者	いなば けんじ 稲葉 研二	美和小学校 校長	2	いなば けんじ 稲葉 研二	美和小学校 校長	1
社会教育 関係者	たけかわ み え 竹川 美江	統括的な地域学校 協働活動推進員	3	たけかわ み え 竹川 美江	統括的な地域学校 協働活動推進員	2
社会教育 関係者	やまもと ゆ か 山本 由加	NPO 法人ホールアース 自然学校 特任研究員	3	やまもと ゆ か 山本 由加	静岡市市民活動促 進協議会委員	2
社会教育 関係者	なかやま はる み 中山 治己	静岡市自治会連合 会 常任理事	2	なかやま はる み 中山 治己	静岡市自治会連合 会 常任理事	1
家庭教育 関係者	こばやし ちあき 小林 千晶	静岡市 PTA 連絡協 議会 副会長	2	こばやし ちあき 小林 千晶	静岡市PTA連絡協議 会 副会長	1
学識 経験者	すずき まもる 鈴木 守	常葉大学 教育学部 教授	4	すずき まもる 鈴木 守	常葉大学 教育学部 教授	3
学識 経験者	しまだ けい ご 島田 桂吾	静岡大学 教育学部 准教授	3	しまだ けい ご 島田 桂吾	静岡大学 教育学部 准教授	2
学識 経験者	はしもと まさる 橋本 勝	静岡県立大学 国際関係学部 教授	1	つのがえ ひろ き 角 替 弘規	静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	4

議案第4号

規2-(6)

工事請負契約の締結について

工事請負契約の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和8年6月22日提出

静岡市長 難 波 喬 司

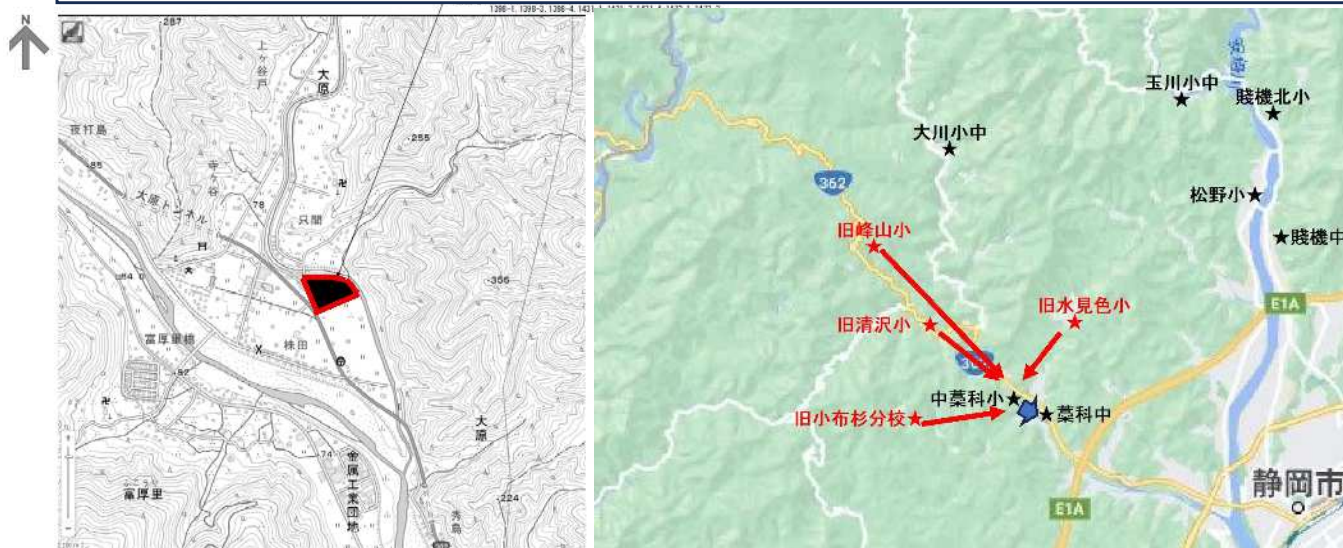
（教育委員会事務局教育局教育資産管理課）

記

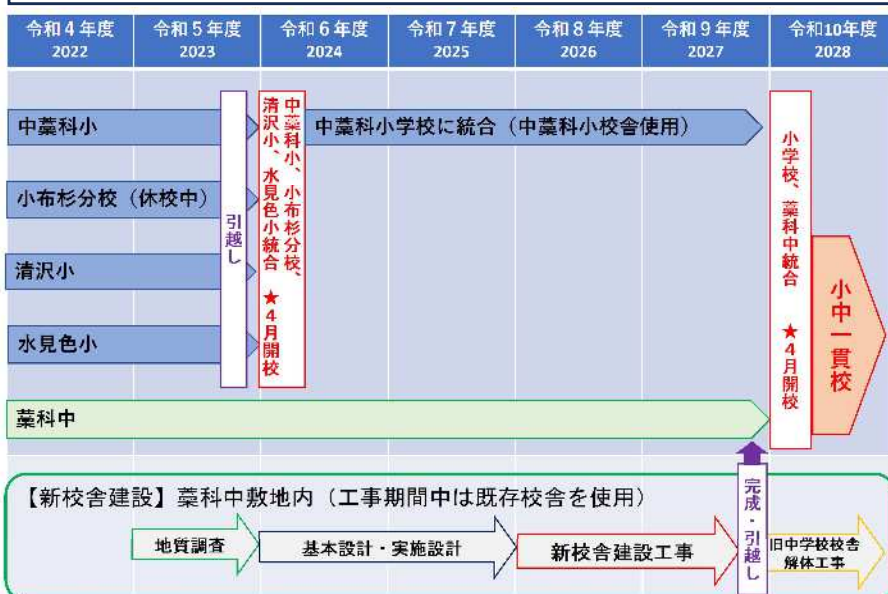
- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 本議案は、藁科地域小中一貫校校舎建築工事を実施するために、工事請負契約の締結をしようとするものである。

令和8年度 小中ここ若第1号 藁科地域小中一貫校校舎建築工事

案内図



事業スケジュール

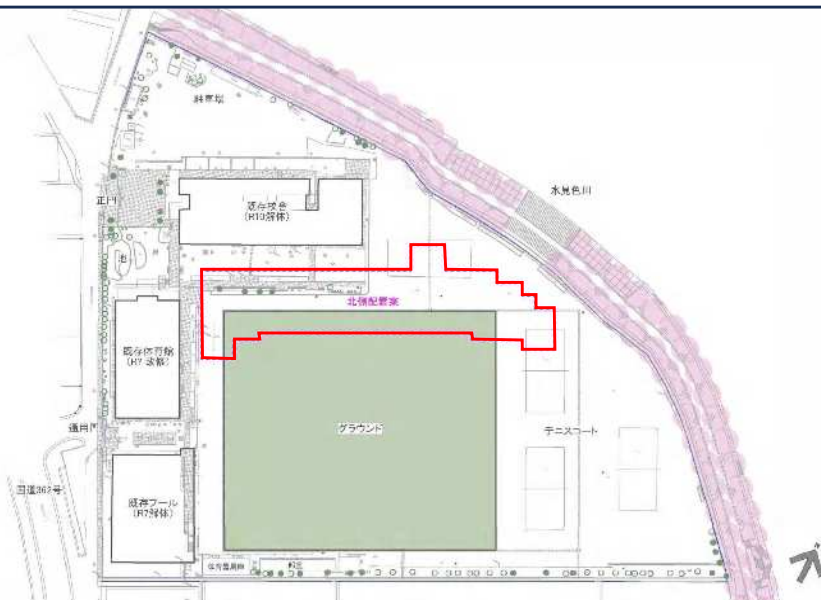


【事業概要】

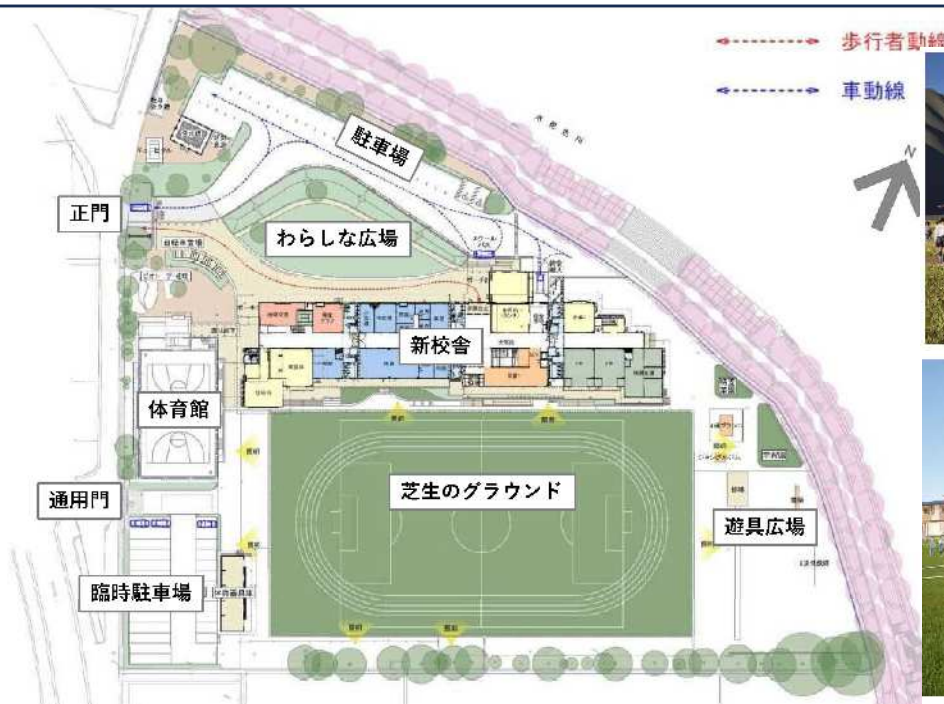
令和6年度に中藁科小学校、中藁科小学校小布杉分校（休校）、清沢小学校、水見色小学校が統合し、中藁科小学校としてスタートしました。

令和8～9年度には新校舎の建設工事が行われ、新校舎が完成した令和10年度から、藁科中学校と中藁科小学校が統合した小中一貫校としてスタートします。

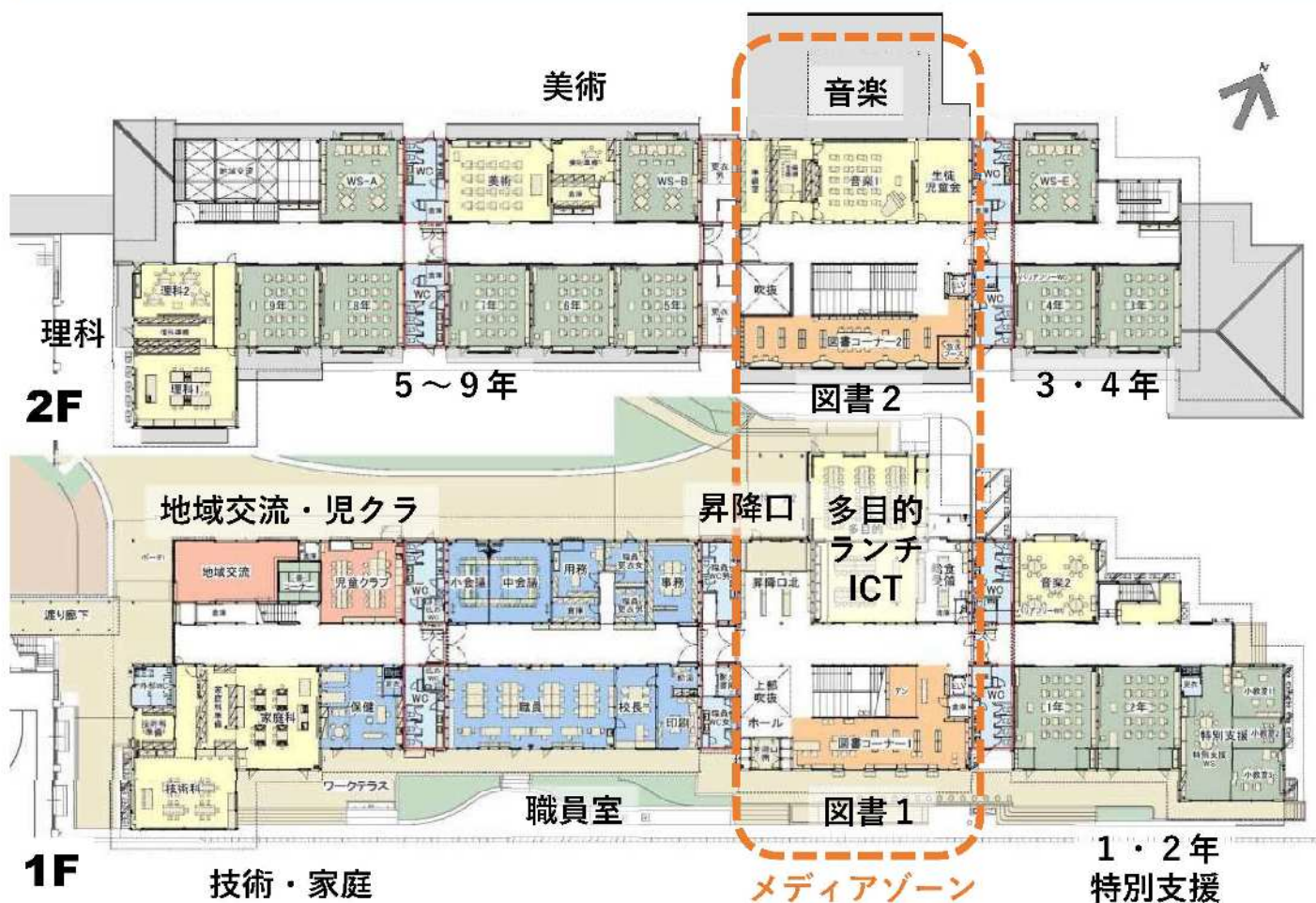
藁科中学校 現状配置図



新校舎配置計画図



新校舎平面計画図（1F・2F）



【新校舎の概要】

構造：木造2階建て
延べ床面積：2,289㎡

議案第 号

工事請負契約の締結について

令和8年度小中ここ若第1号藁科地域小中一貫校校舎建築工事の請負契約を次のとおり締結する。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難波 喬 司

1	工 事 名	令和8年度小中ここ若第1号 藁科地域小中一貫校校舎建築工事
2	工事の概要	小中一貫校校舎 構 造：木造一部鉄骨造2階建 建築面積：2, 288. 51 m ² 延床面積：3, 613. 90 m ² 体育器具庫 構 造：木造平屋建 建築面積：134. 31 m ² 延床面積：134. 24 m ²
3	工 事 場 所	静岡市葵区大原地内
4	契 約 方 法	総合評価一般競争入札
5	契 約 金 額	1, 408, 000, 000円

6	受 注 者	静鉄・第一・市川特定建設工事共同企業体 代表構成員 静岡市葵区末広町93番地 静鉄建設株式会社 代表取締役社長 大滝 勉 その他構成員 静岡市葵区清閑町14番27号 第一建設株式会社 代表取締役 市川 諭 その他構成員 静岡市駿河区東新田一丁目3番55号 市川土木株式会社 代表取締役 市川 聡康
---	-------	--